

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaisushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくご

■巻頭言■

下からの組織づくり

二〇二〇年前後の情勢(下)

伊勢 太郎 … 2

『中期政策補強素案』について

原野人 … 4

「連合政府」とは何か

滝野 忠 … 8

―再び「B I」について―

◇新社会党への要望◇
大嵐の予感 社会保障改悪

宮本 嘉峰 … 11

B I議論より 社保解体反対の運動を!

マルクスの志、その追求の軌跡を追う(七)

マルクスの真摯に学問した足跡

中澤 秀行 … 15

―否定せざるを得なかった「神と宗教」―

読者からのおたより

…………… 16

旬刊 社会通信

NO.1257

二〇一八年二月一日号

二〇一八年二月一日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

下からの組織づくり

二〇二〇年前後の情勢について(下)

反動化、「パンとサーカス」、戦争 政治、経済はどうなるか。

政治では二〇二〇年まで反動と「祭」がつづく。自民は二〇二〇年憲法改悪、9条明文改悪に進む。その条件は一九八〇年代の国鉄分割民営化、労働戦線再編成、そして一九九〇年代の小選挙区制導入でつくられた。保守二党制である。社会党は解党し、政治戦線は大政翼賛状況となった。二一世紀、憲法改悪への法制が次々とつくられた。自民党は、こうして次は憲法9条改悪だ。これが情勢の特徴である。

自民党は、一八年通常国会で改悪原案を出し、国会で審議し、改悪案を発議。一八〇一年に国民投票を目論む。国会は改悪諸党が多数であるから、自民は「国民合意」に向け、北朝鮮の「脅威」宣伝をさらにすすめる。読売等が扇動を強める。

天皇の「代替わり」が、政治反動に拍車をかける。政府は天皇退位を二〇一九年四月三〇日、新天皇即位・新元号制定を二〇一九年五月一日とした。メディアは天皇の記事であふれかえる。天皇は「平和主義者」を宣伝、自民党反動政治を隠すいちぢくの葉として利用される。これが「象徴天皇制」の本質である。

昨年、記紀を読み続けた。問題意識は①なぜ天皇が生き残れたのか、②天皇は権力者であったことはあるか、③天皇が大和、平安、武家政治で果たした役割は、④「天皇制」はいつ「制度化」されたか等である。

天皇が権力者であった時は七〇八世紀の天智、天武、持統のわずか五〇年くらいにすぎぬ。平安期では藤原一族、武家政治では将軍が国家の権力者としてあった。だれからも忘れられていた天皇を「万世一系」「国家の元首」「神聖にして侵すべからず」と、歴史に再び登場させたのは明治新政府、大日本帝国憲法である。統一国家と愛国心をつくるため、天皇を「玉」として利用したのである。二〇一八年は明治維新から一五〇年、この点からも天皇制と国家のあり方が議論、天皇賛美が続く。

二〇一八〇二〇年はローマの詩人ユウェナリスが揶揄した「パンとサーカス」の時代がさらに演出される。二つのオリンピック盛り上げ、観客へのおもてなし報道がつづく。独占資本が今心配するのは「宴のあとはどうなる」である。

支配階級の戦略 政府・独占資本の憲法改悪と連動した次の戦略はなにか。

第一は労働運動の分野では第一に労働法制、社会保障制度の大改悪である。第二は大企業職場支配による地域・中小企業支配の強化である。大企業は儲けに儲けている。中小企業は大企業に二重三重に搾取されついに収奪される。中小企業の不安は高まる。中小企業「安定」は、国の「安定」に直結するというわけだ。

産業構造は変化する。労働者数が多いのは製造業からサービス・流通産業となった。製造業の職場支配をサービス・流通産業にも、としたい。連合内で影響力を増しているUAゼンセンを使い中小企業労働者を支配したいのである。

矛盾は職場にとどまらぬ。地域に矛盾が集積する。少子・高齢化は地方をいっそう

疲弊させる。そこを社会福祉切り捨てが直撃する。教育・自治体労働者の長時間労働は、これら社会・地域の矛盾が、職場にしわ寄せされていることによる。

地域社会の再編成が、福祉政策の切り捨てと呼応して進められる。「自助だ自立だ共生」だと。「公助」は減らす、ボランティアで安くおこなう。政府独占はこれを「一億総活躍」、地域活性化と宣伝する。共生でなく「強制」社会をねらう。

景気後退は必至 経済が反動政治を直撃する。安倍の経済政策は独占資本を儲けさせることを狙いとする。支配階級は、自分を全社会と同一し、自分のためになることは、全社会のためにもなるはずだ、支配階級が被支配階級を搾取するのは、ひとえに被搾取階級自身の利益のためだと考える。二一世紀に入り、国民生活は一貫して低下した。これから安倍の経済政策はゆきずまる、GDP六百兆は幻に終わる。

東京ではオリンピック、地方では災害復旧、観光開発をめざし、建設ラッシュだ。都市再開発の巨大事業と道路等、社会資本建設でクレーンが林立する。観光客受け入れだとホテル、駅舎改良と拡張はものすごい。災害復旧は山を削り、高台をつくる。海岸線は巨大堤防が海をおおう。

こんな具合であるから地価は上がる。土地は限られており投機のもつとも主要な商品となる。さらに住宅、株式の投機である。「国民」に高揚感はまったくくない。オリンピック工事は一九年度中に山を越える。トランプの化けの皮もはげる。株価・地価・不動産の価格は下がり、公共事業は減る。だから景気は下降局面に入る。

かれん誅求の時代 安倍は二〇一九年十月、消費税率一〇%を企む。物価はいっせいに二%上がる。「二%物価目標」達成のため、小包運送料を上げた。日本郵便も三月から宅配便を上げる。宅配料金値上げで、店をたたむ中継ぎ業者も出はじめたと聞く。物価上昇のなかの一〇%。買い控えて消費はしぼむ、消費税の逆進性は貧乏人を直撃する。社会保障の切り下げは生活保護者、年金生活者、病人、要介護者と家族に襲いかかる。「切り下げ」と呼応するのが税と社会保障費負担の増である。労働者の実質賃金はこれまで以上に減少する。

労働者、「国民」生活をさらに苦しませるのが大「合理化」、技術革新である。AI、IoTが宣伝される。機械化・近代化は製造業の工場を無人化、ロボット化し、工場から労働者を消した。AI、IoTの技術革新はサービス・流通業の無人化につき進む。機械が労働者を食らう、大銀行が数万単位の人減らしを開始した。自動車産業ではガソリン車から電気車への転換に大騒ぎだ。電気自動車はガソリンに比べ部品が三分の二ですむという。下請け企業は少なくなる、ガソリンスタンドもいらなくなる。こうして失業者、不安定雇用労働者（産業予備軍）がつくられる。

景気の下降は政権を直撃する。景気刺激が必要と、公共事業が大っぴらにおこなわれる。北朝鮮、中国の「脅威」に対抗するには軍備拡大と、軍事費がふくれあがる。こうして財政赤字は拡大する。財政赤字を減らさなければと、社会保障がさらに切り下げられ、増税策が進む。

情勢は変化する 二〇一九〜二〇年前後の情勢をこう考えた。「声を上げねばならぬ」情勢に入る。大量失業と生活の全面的不安、「働き方」改悪は賃金、労働条件をさら

にむごくし、搾取をふやす。財政赤字は拡大し、赤字減らしに勤労国民が対象とされる。地域の矛盾はさらに深まる。

下からの組織づくりが問われる時代に入る。二〇一九年統一地方選、組合員、地域とつながる活動が求められる。
(伊勢 太郎)

『中期政策補強素案』について

『中期政策』の「補強案」という名の「改悪案」であって、『補強案』は撤回するか、少なくともベーシックインカムについては全面削除することを求めます。

理由は以下の通りです。

【B-1の基本的な問題】

ますます激化する国際的な競争の中で、独占資本とその政権は労働者や市民にいよいよ大きな犠牲を強いている。実質賃金の切り下げだけではない。福祉は削減され、破壊されている。各種の保険料を引き上げ、法人課税は引き下げて消費税や勤労所得税などを増税する。

このような時にそれに抗して、弱いものに寄り添って福祉制度の改善と拡充のために闘う代わりに、主要な福祉制度（生活保護、年金、失業給付等）の廃止や削減を認めるベーシックインカムなる政策を提起するのは、独占資本に悪用されかねない大きな間違いである。

福祉の現金給付が減額になるだけではすまない。賃上げ闘争はますますできなくなり、B-1相当額以上の賃金引き下げが進む。派遣や請負労働者などのワーキングプアはさらにプアとなる。

B-1があるなら失業してもよいではないかと、首切り反対も合理化反対闘争もできなくなる。公務員の職務が減るのだからと定数削減反対闘争もできなくなる。

介護制度も医療制度も、B-1を理由に自己負担と保険料が引き上げられる。

B-1では労働組合も社会主義政党も、いよいよ無力化し先細りとなるほかはない。

【党内討議資料』に沿ってみると】

★「必要な税金を担税力のある資産家や富裕層から相応の累進課税で取り上げて、それでも不足するなら初めて『共助の論理』に従って国民が消費税によって均等に負担し、国民相互が十分に生活できるだけの金銭やサービスを配分するほうが、社会としての共存、経済の継続的かつ円滑な循環という観点からは、はるかに優れています。そこで、生活保護も年金も制度として一体化したうえで『ベーシックインカム』を導入し、全部税金で賄います。そして金持ちにも貧乏人にも『ミーンズ・テスト』なしに、月額10万円程度を給付します」とする。

この前半部分は、ブルジョア政党も小ブルジョア政党も同様に主張するところである。

何千兆円にも及ぶ蓄積された巨大資本も何百兆円もの内部留保も、労働者階級から搾取された剰余価値の塊であり、資産家や富裕層に、特にその上層部に、十分に高い

累進課税を実施すれば、本当は消費税を上げるどころか廃止することが可能であり、そのことだけでも、怪しげなBー以上に民衆の生活を確実に引き上げることが出来る。

★『21世紀宣言』の『付・私たちの中期的な政策』では、「逆進性の強い消費税は税率引き上げをせずに、廃止します。」としているにもかかわらず、補強案では、『「互助の論理」に従って国民が消費税によって均等に負担し、…」と重大な改悪をしている。

1989年の「消費税導入率増」によって、私たちの生活はどんなに苦しくなったことか。以来、安倍政権は、法人税減税の穴埋めとして消費税の増税と社会保障の削減を一体的に実現するとして、選挙の人気取りのために「消費税増税を先送り」し、社会保障の削減をさらに加速させて、高齢者、障害者などを犠牲にしている。

成長戦略として法人税減税を、経済対策として大型公共事業を推進し、さらに防衛費を増やし、もはや、いくら消費税を増税しても、社会保障は良くなりませんし、国の借金も減らない状況になっている。

消費税は税率が上がれば上がるほど、トヨタや日産などは「輸出還付金」で儲かる仕組みであり、さらに企業は正社員を減らし、必要な労働力を派遣や請負などに置き換えれば、それらの経費は、消費税の「仕入れ税額控除」の対象になるため、消費税増税は、企業による正社員のリストラや非正規化・外注化を促進している。

新社会党が、天下の悪税『「消費税」廃止』の政策を捨てて、「消費税によって均等に負担し」とは、なんとという「補強」だろうか。

「財源対策」として「消費税廃止…(当面5%に戻すとともに…)」としながらも、Bーのためには事実上これを否定しているのだ。

★生活保護、年金、失業給付等を一体化して「ベーシックインカム」を導入し、月10万円程度の給付では、今日の給付より下がって生活できなくなる受給者が多発することは目に見えている。つまり提案者が描くような完全（フル）Bーがもし実現するとしても、民衆の生活はよくなるどころか、かえって悪くなる場合が多くなる。

★「その一方で、Bーを超える収入については累進課税で、税率を高くした税金を取って富の再分配と円滑な経済の循環を確立していきます」とする。

すると、月10万円を超える収入には高い税金をかけるというのだから、相当に低収入の労働者にも高い税金が課せられることになるう。

★「民衆に存在感を認められる政治勢力の選挙公約に掲げるくらいでない」と、闘争目標としてのリアルさも感じてもらえないでしょう」という。

果たしてどのような政治勢力が、このBーのようなものをよしとして、選挙公約に掲げる現実性を持っているのだろうか。

★「Bーの具体化については、完全（フル）Bーと部分的Bーに分類されます。他の所得がなくても生活できるフルBーについては、財源の確保、国民の合意を得ることが必要ですが、それは簡単ではないと考えています。そのため、部分的Bーの導入が考えられています。民主党政権の子ども手当、最低保障年金、若者Bー（大学生ま

で支給)、給付付き税額控除(一定基準に税額が達しない場合に、不足分を給付するもの)などが上がっています。現物給付の医療、教育、福祉(介護、保育等)などの社会保障は、当然BIとは別枠で確保しなければなりません。現物給付と金銭給付は、車の両輪です。」という。

BIとは所得制限なしの一定額の給付をするものはずなのに、「給付付き税額控除」がなぜBIになるのか、まったく意味不明である。

★しかも提案者が尊敬する小沢先生によると、次のように給付付き税額控除への転換もないままに所得控除を廃止する計算だから、ますますわからなくなる。

「日本で最も早く、ベーシックインカムを紹介した京都府立大学の小沢修司教授の試算(2009年時点)によると、現行税制の下でも月5万円の支給は可能とのことです。所得税の中で、所得控除(人的控除)をBIに置き換わることを前提に廃止することにより、源泉所得税と申告所得税を合わせて、約20兆円の財源を確保できる。さらに、社会保障給付費の現金給付部分(年金、児童手当、生活保護や失業給付等の現金給付)は50兆円ある。合算すると70兆円の財源が確保できる、と試算しています。*70兆円÷1億2000万人÷12か月≒約5万円」

たった5万円のベーシックインカムのために、所得控除や年金や児童手当や生活保護や失業給付等が消えてなくなるのである。

★「(小沢教授は)また、所得税を累進税率(2009年時点で最高40%)ではなく、45%の単一比例課税とすると、月8万円を無条件に支給できると提言しています」とする。

たった月8万円のBI受給のために、労働者が賃金に45%の課税をされたのではなかったものではない。

もつともさすがの提案者も「私たちはこの間の新自由主義による企業・富裕層減税の復元や、不公平是正、資産課税が必要と考えています。」と付け加えてはいるが。

★「政治的多数派結集を通じた主体形成の面からも、社会主義を準備していくことにつながられます。」とか、「ただ新自由主義的なBI論は、賃下げや解雇自由を利用しようとしませぬ。どういう改良もそうですが、主体的な力、運動がなければならぬのはいうまでもありません。」とする。

しかしこんなBIによって「主体的な力、運動」が生まれて「政治的多数派結集」ができて「社会主義を準備していく」わけがない。

「BIは、新自由主義者が取り上げることがあるのは事実ですが、普遍主義を貫き資本側の負担によって、実現しようとするのは社会主義勢力だけであることもまた明らかです。」などとするが、見てきたようなBIのどこが資本側の負担によって実現することになるというのか。

★「いま、非正規労働の拡大や、社会保障の機能不全による、格差や貧困の拡大という客観的な状況がある一方、主体の側では、組織率が17%台に落ち込み少数勢力である組織労働者が、既得権勢力として孤立化させられる危険性が高まっています。このような現状を打開していくうえで、正規・非正規を超えた統一闘争、根本的な貧困

対策、かつての『国民春闘』のように労働者勤労諸階層を構造的に代表する闘いとして、B Iは位置付けられます。」と幻想している。

しかし見てきたように多くの労働者に魅力のないB Iが「国民春闘」のような闘いになりようはない。長時間労働規制、時短、最賃引き上げ、派遣労働の禁止、非正規の正規化、大幅賃上げ、民衆に減税・大資本に増税、医療や年金や介護の改善などこそ「国民春闘」になりうるのではないか。

★「B Iが制度化されると、B Iがあるから賃金を下げても大丈夫だ、解雇してもいいだろう、と経営側が主張するのではないか、逆に、B Iがあるから低賃金・劣悪労働条件では働かない、ブラック企業は忌避する、という労働者側の立場を強める、との両論があります。可能性として、両方向の力がはたらくことが考えられますが、それこそ労働運動の定番です。最低賃金の底上げ、時間短縮やワークシェアリングを進めていく上で、B Iを有利にはたらかせることができます。闘争時の基金や自活を代替するものとも言えます。」としている。

しかしいま独占資本・経団連の政権が支配している下では、B Iがどのように利用されるかは明らかではないか。

★「ゼロ歳から22歳までの子どもたち2612万人全員に、所得制限なく、無条件で月5万円の『成人まで手当』を支給します。2612万人×月5万円(年間60万円)＝15・7兆円です」とする。

資本家階級の22歳になる子弟にまで、このような手当を支給することに積極的な意味があるとは思えない。「子ども手当」の上に乗せるなら、教育の無償化や、親の所得制限による給付型奨学金などのほうがよほど有意義ではないか。

提案者は、B Iの範疇には入らないはずの「給付付き税額控除」に加えて「最低保障年金」と「成人まで手当」を部分的B Iとしたいらしい。

「最低保障年金」は年金制度の改善であって、部分的B Iにこじつけることはない。つまり熱心な提案者にとって「成人まえ手当」が唯一の部分的B Iということになる。

★「当面は、なぜ部分的ベーシックインカムですか。」と自問しながら、今からの政策としてB Iの導入に次のように力を込める。

「多数の合意を獲得しなければならぬからです。そのためには行政のさじ加減ではなく、透明性が必要です。生活保障の制度は、人々が広く合意できる条件を備えなければなりません。人々の生活が不安定になるなかで、大きな財源・給付組換えをともなう制度を設計しようというのですから、なおのこと多数が納得することが不可欠です。その条件とは、制度が特定の人を優遇したりあるいは選別したりしない公正なものが見なされること、そして分かりやすく透明度が高いことがあげられます。制度が導入され運用されるなかで、人々の評価が変化していくことも含めて、制度への支持をいかに維持し、拡大できるかが問われるのだと思います。」

「B Iは、いつ仕事に就くか、退職するかということは無関係に、どのようなライフスタイルにある人も受け取ることができます。また、勤労所得の低い個人や世帯に対しては、補完的な所得補償となることも間違いありません。わかりやすく透明度の高

い生活保障という点では、旧来の保障制度に比べB Iに勝るものはないと思います。その一方で、高額所得者にまで現金を配ることに対して反発もあり得るし、なにより、『金をばらまく』ということに抵抗感もあり、合意可能性に困難も予想されることは当然でしょう。」とする。

見てきたように、B Iなるものが「分かりやすく透明度が高い」とは思われぬ。「旧来の保障制度に比べB Iに勝るものはない」とも思われぬ。

★「しかし、大きな制度変更がなくても、現行の生活保障のように審査や選別を伴う制度ではなく、分断されている勤労者諸階層が連帯できるためにも普遍主義的生活保障が不可欠です。」とする。

提案者は「生活保障のように審査や選別を伴う制度」を悪の根源のように言うが、独占資本の政府が社会保障費を節減し、生活保障もさらに縮小しようとしていることこそが問題の根源である。

独占資本をはじめとした資本家階級と労働者階級の根本的な対立関係を欠落させた「普遍主義的生活保障」など、まったくの欺瞞でしかない。

B Iは、憲法を生かす連合政権の政策の一つには、場合によってはなり得るかもしれないが、独占資本に悪用されやすく、連合政権に必要な不可欠な政策とはなりえないし、ましてや今日の部分的に開始するべき政策にはとうていなりえない。

もしこのように怪しげなB Iをどうしても掲げたいなら、せめて巨大資本の大株主や経営者など大資産家や高額所得者に十分な累進課税を実現できて、消費税は廃止され、介護保険等は公費負担による現物給付へ改め、現物給付（医療、教育、保育など）が拡充されるとともに、金銭給付も改善され、民衆の生活がレベルアップ可能となるような税財政を確立できる時の政策であることを明確にすべきである。もともと、そのような力を持つにいたった労働者階級とその政権が、「収奪者を収奪する」ことをいつまでも遠慮するには及ばない。

賃労働と資本と独占資本の関係を、労働者が正しく知る以外に、「分断されている勤労諸階層が連帯できる」近道はない。指導部の迷賃金論や舌を噛むような社会保障論の提起を奇貨として、正しい賃金論や国家論や資本主義的蓄積の一般的法則や科学的社会主義の理論を、職場と地域から皆で学び広げてゆく以外にない。

（2017年12月9日、原野人）

「連合政府」とは何か

ー再び「B I」についてー

『中期政策の補強案・素案』が提案され十ヶ月がたちました。論議がひろくおこなわれ、意見書も数多く出ていると聞こえてきます。論議は出つくしたかと思えます。残されたもつとも重要な問題は、①B Iの考え方検証と支給額、財源、労働意欲が高まるかとともに、②「連合政府」の性格と内容についてでしょう。

①は連合政府ー政治の根本問題は「権力」であるーの力にかかわります。提案者は部分B IそしてフルB Iと進んでいけば、「労働力の商品化は廃絶」され、「社会主義」

になると考えていらっしやるのではないのでしょうか。それだけに②の連合政府の性格と内容が検討されなければならないのですが、ほとんど論議されていないのではないのでしょうか。

ある仲間は「連合政府は社会主義を標榜しているわけでないと思うが、連合政府の位置づけがはつきり示されていない。どう考えればよいか」と。そうなんです。連合政府にもいろいろあります。日本政府は自民と公明の連合政府です。ドイツでは保守党（CDU・CSU）と社民党（SPD）の連合政権が模索されています。これは綱領がいう「連合政府」ではありません。体制変革をめざす連合政府は二〇世紀、一九七〇年九月のチリ人民連合政府が最後ですから、共同戦線による政府の実践的・理論的経験はうすいのです。それだけに、「連合政府とはなにか」をあらためて考えることは重要です。こんな観点からわが党の①綱領はどんな社会を目的とするか、②目的達成にはどんな活動が必要か、③綱領は「中期政策」をどう考えているか、④連合政府はいかなる性格と内容をもつ政府なのかを考えてみたいのです。

綱領と未来社会 「新社会党綱領 21世紀宣言」（付・私たちの中期政策）は、「平和革命によって社会主義社会を実現する」（2頁）とし、めざす社会主義社会を、「巨大企業（独占資本・筆者）は社会の全成員の共有財産に移行（国有化・同）して、利潤中心主義に代わり失業も搾取もない共同システム」、「それ（社会主義）は、多国籍化した巨大資本と『大国』による搾取と収奪、抑圧と横暴とたたかう全世界の民衆と連帯するなかで、勝ちとられます」（4頁）と規定しています。

社会主義は組織された労働者を中心とする闘いです。夢想家の幻想ではなくて、近代社会の生産力の発展の終局の目標であり、必然的な結果です。この闘いは階級と階級支配との基礎である私的所有と無秩序な社会的生産、商品生産が消え去るまで続きます。

憲法を生かす連合政府 綱領は、社会主義に至る過程に、「共同戦線に支えられる『憲法を生かす連合政府』（22頁）を提起。その政府の性格を『自分たちの政治権力と構造』を準備する政府」（22頁）とし、その政府樹立には「広義の護憲勢力が国会（少なくとも衆議院）で多数を占める政治基盤が必要」（23頁）と強調します。

「憲法を生かす連合政府」の性格については、「資本主義をただちに廃止することにはなりません、経済社会の民主的改革にただちに着手し、政治と行政、法律と制度を次々に改革していきます。」（24頁）と、その内容・政策は「私たちの中期政策―憲法を生かす連合政府をめざして」に示されています。

綱領と中期政策 綱領は中期政策を『「憲法を生かす」政策として実現をめざし、その闘いを通じて共同戦線を結集する中期政策』（58頁）とし、その政策として①非武装中立の日本の実現―憲法9条を完全実施し世界にひろげる、②誰もが安心して暮らせる社会の実現―社会保障の充実、税制の改革、③人権を大切に社会の実現―労働者の権利確立、均等待遇推進と雇用保障等、大きく六つの項目を掲げています。

今度の「中期政策補強（素案）」は、この「中期政策」の補強を名目に提案されま

した。そこには①憲法の社会権実現戦略「新たな社会国家」が強調されます。それへの接近手段として提起されたのがB Iのように思われます。「討議のために」(一七年八月)は「なぜ中期政策の補強」なのかと、八点上げています。①〜④は情勢、⑤〜⑧はB Iの賛歌です。

情勢の認識については、①これまでの運動の切り捨て―私はそう読みます。②資本と賃労働の対立・抗争の視点が欠けているのが根本的な問題です。したがって、文字面では「階級対立」『21世紀宣言』を引用(「討議のために」13頁)してみせていますが、迫力あるとは思えません。

たとえば、「(B Iは)実現できないから『空想的』と言ってしまえば、現在の『中期政策』も多くは『空想的』です」。『自衛隊廃止』などはB Iよりはるかに大変な努力が必要(12頁)というにいたっては、提案者は社会主義はおろか、民主主義闘争の根本たる憲法擁護のたかひすら理解していないこと、さらにいえば綱領が「憲法を生かす連合政府」の性格について、深く考えていないことをみずから暴露しているにすぎません。過去の運動の歴史、理論を放り投げてしまったことのあらわれといえるのではないのでしょうか。

B Iはなぜ「空想」か B Iをなぜ「空想的」というかといえば、B Iには社会主義への必然性がないからです。B Iは、どのような階級が社会主義革命の主力となるか、どのような階級や諸階層が、どのように共同戦線を形成し、どの階級を孤立させるか。そうした指摘はなにも一つみることはできません。それをまさに証明しているのが「貧乏人にも金持ちにも無条件に一律支給」という、B Iの根本思想です。ここには政府・財界によっていじめられ、日々の生活に苦しんでいる労働者・年金者・生活保護受給者と彼らをいじめ、儲けに儲ける権力者との区別を見ることはできません。

問われるのは政策を実現する力 提案者はB Iは「新自由主義への対抗戦略」、「社会保障の不安から抜け出し、青年、労働者をひきつける」政策、「富はある、とり返せばいい」と声を張りあげます。そして小さな声で「運動にすればいい」と。まるで政策が一挙に社会を「変革」する力であるかのようにです。問われるのは政策を実現する力です。

提案者からはB Iが労働者等の心をとらえる理由、運動をどうつくっていくかについて具体的な視点がありません。これでは議論のしようがありません。まるで「信じる者は救われる」という宗教のようです。

議論が進まない、進められない大きな原因の一つは、中期政策にいう「連合政府」とはどんな性格の「政府・政権」かが、はっきりしないことにもあるようです。「今の政治情勢を冷静に分析すれば、連合政府ができる可能性は大きくない。党の組織力で連合政府の中心を担えると思えないから、党員は当然、他党からは笑いを買うだけで終わるのではないか」との意見、疑問です。

連合政府 今の国会状況、議席はだれもがくやくしく、腹立たしく思っています。中期政策がいう連合政府ができる状況にはありません。新社会党は国会に議席をもたないが、野党共闘に身体をはって、努力するすばらしい政党です。連合政府下の政策を論

ずる以前に、連合政府に政策を実現する力をもって参加できる体力が求められます。連合政府はすでにくわしく述べたように、社会主義政権が確立される以前、一定の政治目標を達成するための政府です。政策の実現力はこの政府に参加する政党の力関係が焦点です。具体的に述べると、①新社会の絶対多数による単独政府、②比較多数の新社会党と他の会派との閣外協力、③新社会党と他の進歩政党との連立政府といったようにです。

わかりやすく新社会党を中心に考えてみました。当面、連合政府ができる可能性は見通しうる限り大きくはありません。

連合政府は将来かならずできます。歴史の必然だからです。連合政府ができた時、どんな客観的・主体的条件にあるかを、いま予測することは不可能です。そんな連合政府に「B Iを政策の中心課題」にもちこむことは、連合政府の戦略と戦術の手をしぼり、連合政府の発展・前進を妨げることにもなりかねません。

提案はB Iを今の政策としておこないたいようにみえます。だから、「B Iは当面の政策」とおっしゃる人も少なくないようです。B Iで党を強化し、大きくし、将来連合政府の中心に座れるようにしたい、が願望なのでしょうが、どの階級・階層、組織がB Iの中心勢力となるのでしょうか。今ある政党で、B Iに強い関心を寄せているのは希望と維新です。共産党は社会主義の政策に含まれると否定的です。労働組合は知るかぎり少しも関心を寄せておりません。

情勢は変化する 新社会党の任務は連合政府で主要な地位を占める党に大きく強くすることです。地域で住民と結びつく、自治体議員をふやし、国民の声を下から受けとめ、実行する基盤づくりです。

すでにのべたように、B Iでは労働者、年金生活者、生活保護受給者との強い結びつきができると思われません。私たち一人ひとりには百人力、千人力の経験と知識をもっています。力を合わせ、初心・原則に帰り、社会主義の学習と二〇一九年の自治体議員拡大に力を注ぐときです。(滝野 忠)

◇新社会党への要望◇

大嵐の予感 社会保障改悪

B I議論より 社保解体反対の運動を！

新社会党の『中期政策補強案の討議のために』を読んで、気になるところがあった。**「共助」変質Ⅱ「自助の共同化」** 第一に、(2)「イ、ベーシックインカムの導入」のなかで論じられている「……『共助の論理』に従って国民が消費税によって均等に負担し……」のところ。まず、『共助』の意味を問いたい。

2013年8月6日付「社会保障制度改革国民会議報告書」「2、社会保障制度改革推進法(2012年8月)の基本的な考え方」は次のように示している。

「国民の生活は、自らが働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという『自助』を基本としながら、高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである『共助』が自

助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況については、受給要件を定めただで必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの『公助』が補完する仕組みとするものである。この『共助』の仕組みは、国民の参加意識や権利意識を確保し、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みである社会保険方式を基本とするが、これは、いわば自助・共助を共同化した仕組みであるといえる。」(傍点筆者)。

ポイントは、自助・共助が基本であり、「共助」としての社会保険さえ社会保障から切り離し、「自助を共同化した仕組み」として、その権利性を否定。自助・共助のあとには相互に支え合う「互助」を誘導し、国家主導で地域づくりに拍車をかける。

地域の医療や介護サービス支援体制の構築は、「財政状況から、『共助』『公序』に期待は難しく、『自助』『互助』の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが必要」と国は号令もかける。各市区町村は地域の高齢者によるボランティア・生きがい就労等で「担い手講座」を開催し、その育成をはじめたが、全体として動きが鈍い。

他方、「介護保険外サービス」市場化・営利化促進・市場イデオロギーの浸透を狙って、「規制改革実施計画」を打ち立て、あらたに「国家戦略特区」を創設し、「健康・医療戦略推進法」も2014年5月成立させた。これに先立ち、安倍首相は2014年1月22日の世界経済フォーラム年次総会冒頭演説で、次のように語った。

「医療を、産業として育てます。日本が最先端に行く再生医療では、細胞を、民間の工場で生み出すことが可能になります。日本では、久しく『不可能だ!』と言われてきたことです。

加えて、昨日の朝私は、日本にも、(アメリカの) Mayo Clinic のような、ホールディング・カンパニー型の大規模医療法人ができてしかるべきだから、制度を改めるようにと、追加の指示をしました。既得権益の岩盤を打ち破る、ドリルの刃になるのだと、私は言ってきました。

春先には、国家戦略特区が動き出します。向こう二年間、そこでは、いかなる既得権益といえども、私の『ドリル』から、無傷ではられません。」と。

まさに、医療介護産業の「成長戦略」が、文字どおり戦略的な意図をもって突っ走っている。医療保障を掘り崩し、皆保険体制解体への道だ。医師会はこれに反対しているが、介護では経営セミナー等も盛況で想像以上の広がりを見せているようだ。

日本郵便等8社による全国規模での保険外の生活支援サービスや、『宅配クック123』、運送業のヤマトホールディングス、旅行代理店のクラブツーリズムも活発と。

お金のある人は「保険外サービス」を買い、お金のない人は重度化していくのが目に見えてくる。これによって、地域住民はどうなるか、各自治体ではその状況を精査し、問題解決への取り組みが望まれる。こうしたなか「共助」の意味も変質した中で、「共助の論理に従って…」などと、「中期政策」を今決めるべき時ではないと思う。

まやかしの「税・社会保障の一体改革」 第二番目に気になるのは、先の「共助」の意味を定めた「社会保障制度改革推進法」第2条の四で規定している、いわゆる「税・社会保障の一体改革」の問題だ。その法文は――

「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする」となっている。

民主党政権当時、自公民の議員立法で制定されたが、その説明は、「消費税率の引上げによる増収分を全て社会保障に充て、お年寄りも、子どもも、現役世代も、将来世代も、みんなが安心して生活できる、活気ある社会の流れをつくっていく」だった。

しかも、その税「改革」は、国民の「分かち合い」の名で、消費税率の10→20%への引き上げを打ち出し、大企業に対しては、グローバル化を口実に、法人実効税率を引き下げる。社会保障「改革」では、国が責任を持つべき社会保障を抑制・削減し、公的給付を限定化・低額化へ。医療、介護、福祉サービスは保険外サービスを拡大し、新たな市場創出をめざす方針が見えてきた。財源の枠組みについては、社会保障を消費税と連動させ、消費税収の範囲に社会保障を押し込め込むという仕組みとなった。

消費税は逆進性の強い大衆課税で、収入の少ない人に負担が大きく、そもそも社会保障の財源とするのは論理矛盾。巧妙に騙して大企業の内部留保を増やしただけだ。

この矛盾とまやかしを、声を大にしながら、職場や地域で訴え、この条項を改正させる力をつくらねばならない。中期政策補強案討議の中で、確り位置づけて欲しい。

介護サービスは「費用の給付」＝現金給付 第三に気になることは、『補強案』のQ2「現金給付」と「現物給付」の内容と役割についての解説である。「社会保障政策には、大きく分けて2つの給付方法があります。現金給付と現物（サービス）給付です。現金給付は、お金を世帯に給付するもので、児童手当、失業給付、生活保護（現金給付部分）などがあります。現物給付はモノやサービスを直接給付するもので、教育や保育サービス、医療サービス・介護サービスなどの給付です。」と述べている。

これは、現情勢と社会保障の運動を無視し、重大な誤りを犯しているのではないか。現在、医療保険は「健康保険法63条・国民健康保険法36条」で、明らかに「現物給付」を規定する。しかし、2000年にスタートした介護保険では、介護サービスが「現物」として提供される外観をとっているが、介護保険法41条1項では「費用の給付」と規定され、介護サービスは法的には「現物給付」とは言えないのである。

事実、利用者と事業者はケアプランに基づいて契約が交わされ、何かあれば事業者と利用者、当事者同士の直接解決となる。利用者の殆どが80歳を超えるだけに、悪徳業者に言いなりにされることもあり、問題は深刻だ。医療保険のように保険者（市町村）が、介護サービスの提供にも責任を持つ（制度運営責任、財政責任、基盤整備に対する責任等）ことを明記し、「現物給付」に切り替える運動が求められる。

介護保険法41条1項が「費用の給付」と規定されたのは、「介護保険の支給限度額」と相まって「混合介護」を導く狙いがあった。昨年5月から始まった東京豊島区介護保険特命グループ「選択的介護（＝混合介護）」有識者会議会長の八代尚宏氏（昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授）の発言からもそれがよく解る。

「健全なサービス産業としての介護を育成する。そのためにも医療保険と違って、民間の事業者に全面的に入っていたべき競争していただくという考え方が福祉の基礎構造改革で、そのためには、介護保険の保険サービスと保険外サービスを自由に組み合わせるといって考え方が当然ながら当時があった。しかし、私の考えでは、その後17年を経て国によって復活した。豊島区の高野区長と東京都の小池知事のリーダーシッ

プでできたということ是非常に有意義。こういう大決断によって、介護保険創設時の本来の精神を取り戻すことができるのではないかと。

他有識者からは「80歳以上の高齢利用者が契約者に不利益になる」との懸念が示され、「契約者の判断能力等に応じた支援・保護についてどう考えるべきか。」「きちっとした消費者保護が自治体の行政に位置づけられてないと難しくなる」「介護保険では混合介護Ⅱ選択的介護は良しとされているが、医療保険で混合診療は原則ダメ」、「契約者の判断能力等に応じた支援・保護がよくわからない、契約者である高齢者が安定した契約関係を築くための環境整備は、具体的にどうか。」「介護保険制度上はケアマネがいわゆる契約の合意と契約、いわゆるサービス契約の支援をしているが、判断能力衰えた高齢者に対しては成年後見制度の仕組みもあるが：：等々課題が続々。

医療保険については、小泉内閣が特定療養費制度を導入し、保険診療と自由診療の併用を一部認め、混合診療禁止原則は一部解除された。安倍内閣は混合診療拡大に狂奔し、いよいよ高齢者の医療も営利の対象とされ地域で問題が深刻化する気配だ。

ニッセイ基礎研究所はネット上の『研究員の眼』で「医療保険も介護保険と同様『費用の給付』の仕組みにし『ホームドクター制』で、仮に『要医療度』を認定運用すれば、財政問題は一気に解消に向かうのではないだろうか」と提起している凄まじさだ。

各自治体では新年度から、この間の医療や介護の「改正」にもとづき、福祉や介護で「地域計画」づくりが始まる。自治体議員の力を借り現場の状況を調査し、地域住民のいのちと権利、働く者の労働条件を守るため、意見要望を提出する活動も重要だ。

なぜ金持ちにも？ 第四の問題は、「生活保護も年金も一本化したうえで、『ベーシックインカム』を導入し、：：金持ちにも貧乏人にも『ミーンズ・テスト』Ⅱ資産調査(筆者)Ⅲなしに、月額10万円程度を支給」というところだ。どうして金持ちにもなのか。

憲法25条でいけばん大事な生活保護制度。今も続く集団訴訟や、各々利用者の自治体や国への闘いと運動の積みあげを忘れたのか。継続した闘いが、「生活保護制度」を今も存続させ、それこそ「公序の論理」で、国責任で運用維持されていることを。

この間、基準が引き下げられたり加算が廃止されたり、内容は十分ではないが、医療や介護は生活保護上「現物給付」され、上乗せ加算もある。①母子加算②児童養育加算③障害者加算④重度障害者加算⑤妊婦加算⑥産婦加算⑦在宅患者加算⑧放射線障害者加算、⑨冬季加算、⑩介護施設加算などだ。就労収入も就労意欲刺激策としてではあるが、「勤労控除」され手元に残る。これらは生活保護受給者が担当者と話し合い交渉し、定期的に国や自治体への要請行動を重ね勝ちとってきた賜だ。

しかし、「生活保護」を申請しやすくする条件づくりはとくに重要だ。鹿児島大学の伊藤周平教授が、著書『社会保障のしくみと法』他で紹介しているが、生活保護の申請方法の簡略化、たとえば、イギリスのように郵便局等に申請用紙を備え付け、それに記入し、投函すれば口頭でも可能であり、特定の申請用紙でなくても便箋等に必要事項を記入しても適法な申請となる。これを世論に訴える運動を展開してはどうか。

『資産調査』は調査する方も調査される方も、たいへん重い。話し合い交渉、これらを一人で対応するのはお互いに気が滅入る。励まし合って仲間と一緒に取り組むこ

とが何よりも大切と、たたかう友人たちは語っている。福祉サービス利用者の権利保障をめざした運動として、「制度運営参加」の法定化も必要と痛感する。

また、生活困窮者自立支援法（2013年法105号）についても、同法を改正し、各事業者に対する国・自治体の責任と利用者の権利性を明確にするとともに、当事者の主体性を認めた制度運用を行う必要がある。生活困窮者自立相談事業の窓口での生活保護申請への助言義務を明記することも重要である。

生活保護制度は、憲法25条にもとづく私たちの生存権を保障する大切な制度だ。この趣旨に添って運用されるよう精一杯運動を拵げ、私たちが力をつけ、額に汗して働く者の社会をめざす。BI論議でなく社会保障の変質・解体反対の声を拵げる時。（嘉）

マルクスの志、その追求の軌跡を追う（七）

マルクスの真摯に学問した足跡

否定せざるを得なかった「神と宗教」

向坂先生の書かれたものに、最もよく登場するマルクスの「フオイエルバッハにかんするテーゼ」の一つが、「社会生活は本質的に実践的である。」という、八番目のテーゼの冒頭です。「フオイエルバッハにかんするテーゼ」について、エンゲルスは『フオイエルバッハ論』の序文の最後で次の様に紹介しています。

「わたしは、マルクスの古い一冊のノートのなかに、フオイエルバッハにかんする一一のテーゼ——本書に付録として印刷されている——を見いだした。それは後で仕上げるための覚え書きであり、急いで書きくだされたものであって、印刷のつもりで書かれたものではけつてないが、しかし新しい世界観の天才的な萌芽が記録されている最初の文書として、はかりしれぬほど貴重なものである。」（岩波文庫 111P）

「フオイエルバッハにかんする一一のテーゼ」は、「新しい世界観の天才的な萌芽が記録されている最初の文書」という訳ですが、「テーゼ 八」の「社会生活は本質的に実践的である。理論を神秘主義に誘いこむすべての神秘は、その合理的解決を人間の実践およびこの実践の把握のうちに見いだす。」（『フオイエルバッハ論』岩波文庫 89P）を読むにつけ、マルクスが、宗教や神からの離脱を果し、唯物論への道を確認をもつて歩み始める記念碑的な一文だと思えます。これは、1845年春に書かれたということですから、マルクス24〜25歳のメモということになります。

この『フオイエルバッハ論』の付録の「テーゼ」は、エンゲルスが表現をわかりやすくするために、マルクスの原文を書きあらためているということです。マルクスの原文によると、「すべての社会的生活は本質的に実践的である。理論を神秘主義へさそいこむすべての秘蹟は、その合理的な解決を人間の実践およびこの実践の把握のうちにみいだす。」（『ドイツ・イデオロギー』（マルクス・エンゲルス著 岩波文庫 古在由重訳238頁）ということです。

この「テーゼ 八」は、その直後に書かれた『ドイツ・イデオロギー』（1845年）の「歴史」の節で、次のように説明されているのだと思います。

「われわれはあらゆる人間的存在の、したがってまたあらゆる歴史の第一の前提を

確認することからはじめなければならない。すなわち人間は、『歴史をつくり』うるためには、生きてゆくことができなければならないという前提である。ところで生きるのに必要なのはなによりもまず食うことと飲むこと、住むこと、着ること、そのほかなおいくつかのことである。したがって第一の歴史的行為はこれらの欲望をみたすための手段の産出、すなわち物質的生活そのものの生産である。しかもこれは、ただ人間の生命をつなぐためにも、今日なお数千年まえとおなじく日々刻々やりとげられなければならない歴史的行為であり、あらゆる歴史の根本条件なのである。……。

したがってあらゆる歴史的理解にさいしての第一の点は、この根本事実をその全意義とその全範囲とにわたって観察し、それに当然の地位をみとめることである。」(岩波文庫・古在由重訳版34P〜35P)と。

そしてこの部分を、エンゲルスは「マルクス葬送の辞」(1883年)のなかで、よりわかり易く次の様に述べます。

「ダーウインが、有機的な自然の発展法則を発見したように、マルクスは、人間の歴史の発展法則を発見した。その法則とは、観念がしげりすぎたため、いままで覆いかくされていた、簡単な事実である。すなわち、人間は、政治、科学、芸術、宗教等にたずさわるまえに、なによりもまず、食い、飲み、すまい、また着なければならぬ。したがって、直接的な、物質的生活手段の生産が、それゆえ、ある国民、またある時代の、それぞれの経済的發展段階が土台となり、そして、その人々の国家制度も、法律思想も、芸術も、さらに宗教的観念さえ、この土台から発展したものである。だからまたこれらのものは、この土台から説明されなければならないもので、——けっしてこれまでやってきたように、これを逆にしてはならないのである。」(新潮社版『マルク・エン選集』第12巻、249頁)と。

人間が社会の中で生活する、すなわち人間が生きるということは、具体的には、衣食住をするという具体的事実であり、これに対してまずは眼を向け、そして、この衣食住のための物質的生活手段の生産という、生きるためには必要不可欠な事実である人間労働の有り様を土台にして、マルクス・エンゲルスは思索し、哲学したのですから、それは唯物論的であり科学的たり得たのだと思います。

そして「マルクス葬送の辞」では続けて、「それだけではない。マルクスはまた、こんにちの資本主義的生産様式と、それから生みだされたブルジョア社会の、特殊運動法則を発見した。いままでの研究は、ブルジョア経済学者のも、社会主義的批判家のも、暗闇にまよいこんでいたのだが、剰余価値の発見によって、急に光明が見えるようになった。」と述べ、それこそ、『資本論』が果す歴史的役割を紹介しています。

〔二〇一七年九月十四日早朝 、『資本論』第一巻刊行百五十年の日に〕

(中澤 秀行・つづく)

◇読者からのお便り◇

地方発送所 「社会通信」がネット公開(無料購読)になる前、「ネット環境がないので永年の購読を断念!」と言う読者の声があった事を思い出し、私の先輩はどうかと思い印刷をして送ってみた。

「ありがたい、久しぶりに読めた・・」との返事が来た。昨今の情勢を見れば進展の速さに追いつき理解するには「通信」の情報は大事なものです。しばらくの間「通信」の地方発送所になることに決めた。

(山梨・上原)